特別定額給付金（１人１０万円）にみられる
世帯主を中心とした行政手続きのあり方について見直しを求める意見書

現在、我が国の行政手続きは、大半が住民基本台帳に基づいた「世帯」単位、つまり「世帯主」を中心として行われている。例えば「世帯主」を申請者とする行政手続きには、国民健康保険や転入届等がある。国民健康保険では、世帯主が国保に加入していない場合にも、その世帯員の国保に関する届け出や保険料の納付は世帯主が義務を負うよう法が定めている。

今般、政府はコロナ禍における緊急経済対策の特別定額給付金手続きに際し、世帯主を「受給権者」とし、申請を行った世帯員全ての給付金をその世帯主にまとめて支給する方法を取った。

この「世帯主を中心とした給付方法」に対し、国民から批判や困惑の声が多く寄せられ、大きな影響があることが判明した。寄せられた多くの声を受け、政府はドメスティック・バイオレンス（ＤＶ）や虐待等で避難している市民が給付金を受け取れない状況とならないよう、該当者に限って現に在住している自治体での個別の手続きを可能とした。

以上のように、今回の特別定額給付金で生じた「世帯主を中心とした行政手続き」に関する問題は、東日本大震災における支援金給付の際にも指摘されてきたが、改善されぬまま今日に至っている。

そこで、町田市議会は「世帯主を中心とした行政手続きのあり方についての見直し」に向けて法整備を行うよう、政府に対し強く求めるものである。

以上、地方自治法第９９条の規定により意見書を提出する。